

雑品スクラップに規制

電マニ、一部で義務化

廃棄物処理法／バーゼル法

政府は3月10日、廃棄物処理法の改正案と特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）の改正案について閣議決定した。雑品スクラップ等への規制や

改正案を閣議決定

マニフェスト制度の強化、特定有害廃棄物等の範囲の見直し、輸入に係る認定制度の創設などが盛り込まれている。同案は第193回国会に提出されて審議に入る。

対象物を法的に明確化する。

途上国からの再生利用等に適した廃電子基板等の輸入について、輸入承認を不要とするよう、規制対象物の範囲を見直す。輸出先の環境汚染防止措置については、環境大臣が確認する事項を明確化する。

廃棄物処理法の改正では、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）について、保管・処分を業として行う物に対し、都道府県知事への届出・処理基準の遵守等を義務付ける。処理基準違反があった場合には、

命令等の措置を追加する。マニフェストについては特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に電子マニフェストの使用を義務付ける。処理業許可を取り消された者等については、廃棄物処理が終了

していない場合に、市町村長や都道府県知事等が必要な措置を講ずるように命ずることができる。一定の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合、処理業の許可を受けないで相互に親子会社間で産廃の処理を行うこ

とができる。施行期限は、公布の日から1年以内、マニフェストについては公布の日から3年以内になる。バーゼル法については、輸出先国で条約上有害廃棄物とされている物を国内でも特定有害廃棄物として、輸出承認を要件化し、規制

特定有害廃棄物等の輸入については、輸入事業者と再生利用等事業者の認定制度を創設する。認定輸入事業者が、認定再生利用等事業者による再生利用等のために特定有害

廃棄物等の輸入を行う際の承認を不要とする。施行期限は公布の日から一年半以内になる。